

京都府

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		7.3E-3	6.3E-1	2.9E+1	30.0
64	エトフェンプロックス	4.0E+1	5.6E+0	3.9E+1	2.6E+1	110.7
117	テブコナゾール				3.7E+0	3.7
139	トラロメトリン			6.3E+0	2.4E+0	8.7
140	フェンプロパトリン			4.8E+0		4.8
153	テトラメトリン	3.6E+2	6.9E+0	3.8E+2	1.2E-1	749.2
181	ジクロロベンゼン	7.9E+2	1.6E+2			950.0
225	トリクロルホン		5.6E+0			5.6
251	フェニトロチオン		1.1E+2	5.7E+0		115.1
252	フェンチオン	8.9E+0	4.4E+1	8.9E+0		61.6
256	デカン酸				2.9E+0	2.9
350	ペルメトリン	8.0E+1	3.2E+1	5.2E+1	6.8E+1	232.3
405	ほう素化合物		8.8E-2	9.1E+1	2.4E+0	93.9
427	カルバリル			3.0E+2		301.2
428	フェノプカルブ			3.1E+1	1.7E+2	205.1
457	ジクロルボス	1.5E+2	4.9E+2			647.5
合 計		1.4E+3	8.5E+2	9.2E+2	3.1E+2	3522.2

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等